

学位論文題名

前秦政権の研究

学位論文内容の要旨

本論文は、五胡十六国時代、前秦(351～394年)の政治史を究明したものである。

序章「五胡十六国史・前秦史研究の視角」では、前秦史をどのように位置づけるかという観点のもとに、第二次大戦前にまでさかのぼって、日本・中国・韓国における五胡十六国史の研究動向に検討を加えている。従来の研究は、華北における漢族と非漢族とが対立から融合へと向かう流れとして、五胡十六国→北朝→隋・唐の展開を説明してきた。この従来の研究方法に対して、申請者は、統一期を除いて、常に華北の東部(関東)と西部(関中)との対立が展開されていることを指摘し、西部——関中政権としての前秦は、後の北周・隋・唐の先駆であって、前秦史の研究は、新たな隋唐帝国像構築の点からもとりわけ重要な課題である、と問題提起する。

第一章「前秦における君主権と宗室」は、前秦の政治史を、宗室諸侯と君主権との関係を軸に考察したものである。まず、前秦成立期には、宗室諸侯に軍事力を分有させて、君主権の支柱にすることが行われた。次に、苻生の時代になって、宗室諸侯とその配下の部族民との関係が強化されて、宗室諸侯が自立的な立場から君主権を掣肘する体制が形成される。しかし、この苻生を打倒して即位した苻堅の場合には、当初、宗室諸侯と対立関係にあったため、道德主義を標榜し、能力主義的人事政策を採用せざるを得なかった。が、その苻堅も、その自立傾向に歯止めをかける措置を講じた上で、宗室諸侯を支柱とする体制を再建している。以上の考察により、従来、宗室諸侯に依存する血縁主義を克服して普遍的な道德主義的政策を推進した点が強調されてきた苻堅の政策も、他の五胡諸国と同様の「宗室的軍事封建制」の枠組みの中での改革を目指したものであることが解明され、この結果をふまえて、苻堅は五胡国家を止揚して北朝へと向かう先駆者というよりは、五胡政権の完成者としての性格が強い、という斬新な苻堅像を構築している。

第二章「前秦における対慕容氏政策」は、氐族によって建てられた前秦の他種族に対する政策を、鮮卑、特に慕容氏(前燕の宗室)を取り上げて考察したものである。苻堅の慕容氏に対する待遇には個人差があり、一概に優遇とすることはできない。しかしながら、軍才に長けた慕容垂らに対しては相応の官位を授与しており、また、この官位授与に際しては前燕における官位は考慮に入れられておらず、慕容氏を従来からの構成員と同様に待遇していたことを表している。慕容垂らの登用は、能力を基礎とした人材登用であり、苻堅自身との個人的関係を基礎として君主権を支持することを期待したものであった。この慕容垂らに対して、前秦政権内部には常に警戒論が提示され続けた。王猛による警戒論は、苻

堅との個人的関係という自分と同様の基盤を持つ有力な人物との競合を危惧した結果として展開されたもので、苻融のそれは、旧勢力を代表してのものであった。従来の研究は、慕容垂らの登用について、鮮卑への優遇措置ととらえる見解と、種族的差別観を強調する見解と、相反する二方向に分岐していた。本章においては、まず、優遇説に対して、苻堅による慕容垂らの登用は、個人の能力を基礎とする選抜であって、鮮卑に対する優遇とはいえないことを明らかにする。次に、差別説に対しては、むしろ個人的な権力抗争や旧勢力からの反発ととらえるべきで、種族に対する差別ではないことを論証している。

第三章「前秦政権と天水尹氏」は、前秦において漢人士人がどのような位置を占めていたのかを、苻堅と天水尹氏との関係を手掛りに考察したものである。天水尹氏は、自家の保全のために漢族・非漢族を問わず種々の政権の間で向背を繰り返してきた。このような天水尹氏の処世に対し、苻堅は禁錮(任官資格剥奪)という措置を下し、尹氏を含む関中漢人に警告を与え反省を促すと同時に、一層の忠義を要求するという態度に出た。これは、関中漢人への警戒感を示すものであると同時に、彼らを懐柔して政権への参加を促そうとする志向の表れでもあった。禁錮という措置は、そうした苻堅の二つの意図を整合させた選択なのであった。この禁錮自体は、前秦と尹氏との決裂を招来しなかったが、禁錮解除後に与えられた官職が九品官に過ぎない尚書令史であったことが重大問題であった。このことは、関東平定を経て全国政権への道が現実味を帯びるようになった苻堅にとって、関中漢人がさほどの重みを持つ存在ではなくなったことを意味しており、ここに至って前秦と多数の関中漢人との乖離は決定的となる。すなわち、元来氐族と関中漢人との連合政権であった前秦も、苻堅が関中にとどまらず華北全域を視野に入れた広範な漢人登用政策を推進するに及んで、関中漢人は冷遇されるようになったことが、判明するのである。さらに、前秦を見限った天水尹氏等の関中漢人は、後秦の成立に尽力することとなった、と展望する。

終章「前秦政権の性格と五胡北朝史上における位置」では、総括と補足を行っている。前秦政権の第一の特質は、他の五胡諸政権と同様に、軍事力の中核として君主の出身種族の部族兵(前秦では氐族)が存在し、それを統括・指揮するものとして宗室諸侯が位置づけられていた点に求められる。このように、前秦が人的には宗室諸侯を中心とし、軍事力の中核としては氐族が存在した事実は、他種族への圧迫には必ずしも直結せず、苻堅による能力主義に基づく人材登用に見られるように、種族による差別は基本的には存在しなかった。故に前秦崩壊の原因として他種族への圧迫を強調する見解は成立しない。前秦崩壊の原因の一つに、肥水の敗戦(383年)後に、本拠たる関中が急速に動揺したことが挙げられるが、その反乱の際には、従来強調されてきた鮮卑・羌だけではなく、多数の関中漢人も重要な役割を演じていたことに注意しなければならない。このことは、元来、氐族と関中漢人との合作により成立した前秦にあって、両者の乖離が進行していたこと、すなわち、前秦が必ずしも関中漢人の利益を体現する政権ではなくなりつつあったことを示唆している。この点を確認するため、後秦政権について分析を加えると、後秦は前秦を強く意識した政権であり、後秦建設に協力した関中漢人が前秦の統治全体を否定していたのではないことが判明する。彼らは、関東平定後の前秦のあり方に不満を抱いたのであり、後秦の成立は、

前秦が当初有していた、非漢族と関中漢人との合作体制の復興という意義をもっていたのである。このように、総括と補足を行った上で、関中政権の展開という視角から隋唐帝国形成史を再検討する方法の有効性を確認している。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 津 田 芳 郎
副 査 教 授 南 部 昇
副 査 助 教 授 川 合 安

学 位 論 文 題 名

前秦政権の研究

1) 本論文の内容

本論文は、五胡十六国時代、前秦(351～394年)の政治史を究明したものである。

序章「五胡十六国史・前秦史研究の視角」では、前秦史をどのように位置づけるかという観点のもとに、日本・中国・韓国における五胡十六国史の研究動向を検討している。従来の研究は、華北における漢族と非漢族とが対立から融合へと向かう流れとして、五胡十六国→北朝→隋・唐の展開を説明してきた。この従来の研究方法に対して、申請者は、統一期を除いて、常に華北の東部(関東)と西部(関中)との対立が展開されていることを指摘し、西部——関中政権としての前秦は、後の北周・隋・唐の先駆であって、前秦史の研究は、新たな隋唐帝国像構築の点からもとりわけ重要な課題である、と問題提起する。

第一章「前秦における君主権と宗室」は、前秦の政治史を、宗室諸侯と君主権との関係を軸に考察したものである。まず、前秦成立期には、宗室諸侯に軍事力を分有させて、君主権の支柱にすることが行われた。次に、苻生の時代になって、宗室諸侯とその配下の部族民との関係が強化されて、宗室諸侯が自立的な立場から君主権を掣肘する体制が形成される。しかし、この苻生を打倒して即位した苻堅の場合には、当初、宗室諸侯と対立関係にあったため、道徳主義を標榜し、能力主義的人事政策を採用せざるを得なかった。が、その苻堅も、その自立傾向に歯止めをかける措置を講じた上で、宗室諸侯を支柱とする体制を再建していることを明らかにした。

第二章「前秦における対慕容氏政策」は、氐族によって建てられた前秦の他種族に対する政策を、鮮卑、特に慕容氏を取り上げて考察したものである。従来の研究は、鮮卑への優遇措置ととらえる見解と、種族的差別観を強調する見解と、相反する二方向に分岐していた。まず、優遇説に対して、苻堅による慕容垂らの登用は、個人の能力を基礎とする選抜であって、鮮卑に対する優遇とはいえないことを明らかにする。次に、差別説に対しては、むしろ個人的な権力抗争や旧勢力からの反発ととらえるべきで、種族に対する差別ではないことを論証している。

第三章「前秦政権と天水尹氏」は、前秦において漢人士人がどのような位置を占めてい

たのかを、苻堅と天水尹氏との関係を手掛りに考察したものである。前秦は、氐族と関中漢人との連合政権であったが、苻堅が関中にとどまらず華北全域を視野に入れた広範な漢人登用政策を推進するに及んで、関中漢人は冷遇されるようになったことを明らかにする。さらに、前秦を見限った天水尹氏等の関中漢人は、後秦の成立に尽力することとなった、と展望する。

終章「前秦政権の性格と五胡北朝史上における位置」では、後秦について補足するとともに、関中政権という視点から、隋唐帝国形成史を再検討する立場を確認している。

2) 本論文の成果

本論文がとりあげた前秦史については、蔣福亜著『前秦史』(本論文補章に書評)が唯一の専著であり、従来、包括的全体的に取り上げられることはほとんどなかった。加えて、蔣福亜の著書にしても、概論的性格もあって、政治史の分析が十分とはいえない。このような研究状況の中で、前秦政治史の展開を緻密に考証した本論文は、今後、前秦を取り扱う研究者の必読文献となるであろうことは疑いない。政治史の展開を究明する中で、とくに精力的に取り組んだのは、苻堅の能力主義的人事政策等に対する過大評価の是正である。まず、苻堅が宗室諸侯に依拠する血縁主義を乗り越えて、道徳主義を採用したという評価については、なお五胡十六国的な「宗室的軍事封建制」を克服したとはいえないことが解明された。次に、種族間の融合を積極的に推進したという評価については、あくまで個人の能力を評価したに過ぎず、種族の融合という目的をもった政策とはいえないことを力説する。このように苻堅に関わる過大評価を是正する一方、苻堅の政策の結果、従来政権を支えてきた関中漢人の離反を招いたマイナス面を重視する見解を示し、前秦が元来関中政権であったという視角を提起した。これら三点は、いずれも従来の前秦史研究には欠落していた重要な指摘である。ただ、最後の関中政権という視角は、漢族と非漢族との二項対立で説明してきた従来の分析方法を乗り越える斬新な問題提起ではあるものの、それによって隋唐帝国形成史がどのように書き換えられるのかまでは、明示するに至っていない。この点は、今後の研究の中で、具体化されるべきであろうと考える。

3) 委員会の所見

以上の成果に鑑みて、審査委員会は本論文が博士(文学)を授与するに相応しい研究成果であることを全員一致して認めるものである。